

三田市議会議規則新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第104条 省略 (情報通信端末機器の使用)</p> <p>第104条の2 議員は、<u>情報通信端末機器(議会が指定するタブレット型端末に限る。次項において同じ。)</u>を会議において使用することができる。</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条～第104条 省略 (情報通信端末機器の使用)</p> <p>第104条の2 議員は、議長が指定する<u>情報通信端末機器(次項において同じ。)</u>を会議において使用することができる。</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>